

令和7年12月議会

# 議案説明補足資料

ページ  
(右下)

## ○一般議案

1.	福岡市産学連携交流センター	
①	指定管理者公募要項	1
②	指定管理者選定・評価委員会 議事要旨	21
2.	はかた伝統工芸館	
①	指定管理者募集要項	25
②	指定管理者選定委員会 議事要旨	45

経済観光文化局



福岡市産学連携交流センター  
指 定 管 理 者 公 募 要 項

令和 7 年 8 月

福岡市経済観光文化局

# 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	施設の役割	1
3	管理・運営対象施設	1
4	指定期間	2
5	開館時間・休館日	2
6	管理運営業務内容	2
7	管理・運営経費	5
8	応募	6
9	募集選定手続等	8
10	選定	11
11	選定後の流れ	14
12	協定	14
13	モニタリング	16
14	その他	16

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

福岡市産学連携交流センターの指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度主旨を踏まえた創意工夫のある提案を求めます。

## 2 施設の役割

福岡市産学連携交流センターは、大学の知の集積とポテンシャルを活用し、国内外の研究者・企業等の連携交流を促進することにより、新しい事業・産業の創出、地場企業の活性化、企業・研究機関等の立地促進を図り、地域経済の発展と学術研究都市づくりに資するために設置した施設です。

产学連携の促進による新産業・新事業の創出を目的として、先端科学技術に関する研究開発を行う大学等が入居する基幹研究室や、产学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化を行う企業等が入居するレンタルラボ・オフィス、高度な分析機器などを提供しています。

## 3 管理・運営対象施設

### (1) 施設名称

福岡市産学連携交流センター（以下「センター」という。）

### (2) 所在地

福岡市西区九大新町4-1及び福岡市西区九大新町5-5

### (3) 施設面積

敷地面積 8,220 m<sup>2</sup> (1号棟 4,000 m<sup>2</sup>、2号棟 4,220 m<sup>2</sup>)

延床面積 5,916 m<sup>2</sup> (1号棟 2,417 m<sup>2</sup>、2号棟 3,379 m<sup>2</sup>、分室 120 m<sup>2</sup>)

### (4) 構造 鉄骨造 2階建

### (5) 施設内容

基幹研究室 13室 (1号棟：7室、2号棟：6室)

レンタルラボ 20室 (1号棟：10室、2号棟：9室、分室：1室)

レンタルオフィス 12室 (1号棟：12室)

商談室 3室 (1号棟：2室、2号棟：1室)

交流ホール (1号棟：1箇所)

分析機器室 (2号棟：1箇所)

会議室 (2号棟：1箇所) 等

## (6) 開館日

平成 20 年 4 月（1 号棟：平成 20 年 4 月、2 号棟：平成 25 年 10 月、分室：令和 7 年 4 月）

## 4 指定期間

指定の予定期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を解除することがあります。

## 5 開館時間・休館日

### (1) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（ただし、交流ホール、会議室及び分析機器室を専用的に使用する場合においては、午前 9 時から午後 8 時まで）

### (2) 休館日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律により規定する休日

年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

※(1)開館時間、(2)休館日については、利用者のサービス向上に繋がる場合は、

市の承認を得て変更することができますので、必要に応じてご提案ください。

## 6 管理運営業務内容

福岡市産学連携交流センター条例（以下「センター条例」という。）及びセンター条例施行規則並びに施設管理に係る関係法令等を遵守し、センターの設置目的に沿った管理運営及び指導を行うこと。

### (1) 業務内容

- ①施設の運営に関すること
- ②施設の維持管理及び修繕等に関すること
- ③産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の推進に関すること
- ④指定管理者の提案によるもの
- ⑤その他業務に関すること

※ 管理業務の範囲の詳細に関しては、別冊「業務仕様書」に示します。

### (2) 利用者負担

事業実施にあたっては、材料費や保険料等の実費相当分の費用を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができます（徴収することができる事業は、別冊「業務仕様書」に記載されたものに限る。）。その場合の費用の額については、事前に市の承認を得る必要があります。

### (3) 自動販売機の設置

以下の基準を全て満たす場合、指定管理者は、センター内に自動販売機を「自主事業」として設置することができます。なお、設置に当たっては、事前に市の承認を得る必要があります。

#### ① 基準

- ア 施設の設置目的を妨げない範囲であること。
- イ 施設のサービス向上につながること。
- ウ 指定管理者へのインセンティブとなること。
- エ 市が公募して設置した場合と比較して、一定の歳入や指定管理料の縮減効果が得られること。
- オ 指定管理者による自動販売機設置事業者の選定に当たっては、原則として競争性を働かせた選定を行うこと。

#### ② 目的外使用許可と使用料

指定管理者は、自動販売機を設置する場合、市に目的外使用許可申請を行い、市の請求に基づき、福岡市行政財産使用料条例等で定める定額の使用料以上の使用料を納付する必要があります。

ただし、市が公募により自動販売機を設置する場合は、自動販売機の稼働に必要な電気使用料については、電気使用量の割合に応じて算定する金額を自動販売機の設置事業者から、指定管理者が直接徴収することとなります。

<参考：現在の指定管理者の自主事業によるセンター内の自動販売機設置状況>

- ・ 1号棟：2台 (設置期間(予定) 令和3年4月1日～令和8年3月31日)
- ・ 2号棟：1台 (設置期間(予定) 令和3年10月1日～令和8年3月31日)

### (4) 自主事業

管理運営業務の他にも、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください。

費用は、指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。

なお、管理運営業務と自主事業は、以下のように収支報告の方法等に相違点がありますので、ご留意ください。

	管理運営業務 (市企画事業、指定管理者企画事業)	自主事業
収支報告	管理運営業務として	自主事業として
指定取消	対象	対象外
責任	市	指定管理者
リスク分担表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利用権限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う 施設の使用許可 申請	○施設使用許可の規定がある場所を使用 →利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 →目的外使用許可は不要	○施設使用許可の規定がある場所を使用 →指定管理者が、施設の利用許可申請または目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用(目的外使用許可) →指定管理者が施設の目的外使用許可申請

#### (5) 災害への対応

災害発生時において、センターが避難所として指定される可能性があることを了承するとともに、避難所として指定された場合には、初動対応などについて市と協議を行い、積極的に協力する必要があります。また、指定管理者は、災害時のマニュアルや対応できる体制を整備するとともに、災害に関する研修や避難訓練を実施するものとします。

#### (6) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別冊「業務仕様書」に記載

#### (7) 使用料等の徴収に関する業務

※ 使用料等徴収業務の詳細に関しては、別冊「業務仕様書」に示します。

※ 管理業務に関して、サービスの向上、業務の効率化、活性化につながる積極的な提案をお願いします。

## 7 管理・運営経費

### (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の上限

令和8年度・・5,674万2,000円（うち消費税515万8,000円）

（実際に支払う指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定書を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。）

### (2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

上記（1）の指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額を支払いします。なお、原則、指定管理料で余剰・不足が生じた場合、市への返納や追加支給はしません。

- ①人件費
- ②事務費
- ③施設管理費（保守管理費、共用部における水光熱費、分析機器室管理に係る費用 等）
- ④活動費（産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の推進 等）

### (3) 修繕費及び備品購入費に係る費用の取扱いについて

センターの管理運営に必要な施設の「修繕費及び備品購入費」については、上記（1）の費用とは別に、毎年度、予算の範囲内において、市と指定管理者の協議により決定し、支払います。

「修繕費及び備品購入費」は、協定期間の管理運営業務が完了したときに、協定期間の実績に基づき精算するものとし、委託料に余剰があった場合は市へ返還するものとします。

また、修繕費及び備品購入費に係る費用で修繕した施設や設備、又は購入した備品や消耗品の所有権は市に帰属します。

なお、修繕費及び備品購入費に係る費用以外の指定管理料で、施設や設備の修繕又は備品購入等をした場合の所有権の帰属については、継続的な管理運営の観点から、個々の事案ごとに市と指定管理者との協議のうえ決定しますので、実施にあたっては事前に市と協議する必要があります。

### (4) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法は協定書で定めます。

### (5) 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、団体の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。

## 8 応募

### (1) 応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

・個人での応募はできません。

・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。

### ② 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

ア) 福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの

イ) 団体（任意団体にあっては、その代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合

ウ) 応募時点において、自らの責めに帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者

エ) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者

（ア）暴力団員が事業主又は役員に就任していること

（イ）暴力団員が実質的に運営していること

（ウ）暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

（エ）契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

（オ）暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

オ) 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの。

カ) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくない者

### (2) 留意事項

#### ① 接触の禁止

選定・評価委員に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

#### ② 重複応募の禁止

応募団体等は、単独による応募又は共同事業体による応募にかかわらず、複数の応募はできません。（1 団体につき、応募は 1 件とします。）

#### ③ 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。なお、市からの依頼に基づく変更・追加はこの限りではありません。

#### ④ 虚偽の記載に対する取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式13)を提出してください。

⑦ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

⑧ 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求める場合があり、その取扱い等についてでは、応募書類に準じます。

⑨ 提出書類の取扱い・著作権等

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。なお、指定管理者の選定後、事業計画書の内容を公表する場合その他市長が必要と認めるときは、市が提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑩ 提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、市が提供した資料の返却を求めることがあります。

## 9 募集選定手続等

### (1) 指定管理者の募集スケジュール

① 募集の周知	令和7年8月14日(木)～9月30日(火)
② 公募要項の配布(市ホームページ)	8月14日(木)～9月30日(火)
③ 現地説明会の開催	8月22日(金)
④ 公募要項に関する質問の受付	8月14日(木)～8月28日(木)
⑤ 公募要項に関する質問の回答	9月11日(木)予定
⑥ 応募書類の受付(土曜、日曜、祝日を除く)	9月16日(火)～9月30日(火)

### (2) 指定管理者の募集手続

#### ① 現地説明会の開催

公募要項に関する説明および施設見学について、現地説明会を次のとおり開催します。

現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、

令和7年8月21日(木)正午までに電子メールでお申し込みください。

開催日時：令和7年8月22日(金)午後3時から

開催場所：福岡市産学連携交流センター1号棟交流ホール  
(福岡市西区九大新町4-1)

参加人数：各団体2名以内とする。

申込先：問い合わせ先に同じ

#### ② 公募要項に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年8月14日(木)～8月28日(木)午後5時まで

受付方法：質問書（様式2）を問い合わせ先に電子メールで送付してください（電子メールの件名は、「【質問】福岡市産学連携交流センター指定管理者公募〇〇」（〇〇は会社名）としてください。）。

また、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く24時間以内に当該メール到着の確認に関する返信がない場合は、担当窓口に電話にて受領の確認を行ってください。（受領確認の電話は土曜、日曜、祝日を除いて行ってください。）

なお、電話、口頭での質問は受付いたしません。

#### ③ 公募要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、市ホームページに掲載を行います。

（令和7年9月11日(木)を予定）

（注）企業名は掲載しません。また内容によって、回答しないことがあります。

（注）データで提供することが困難なものについては、郵送又は事務局所在地での閲覧とすることがあります。

### (3) 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、既存のパンフレットや公的証明書等を除き、A4版タテとします。

各書類につきましては、原本1部と、写し9部を提出してください。

なお、「貸借対照表」、「損益計算書」、「申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書」、「事業計画書」、「収支予算書」については、写しの9部には、代表企業及び構成企業の企業名及び企業名を推測できる記載(ロゴマーク等)がある場合は、黒塗りにする等、企業名等が判別できないようにしてください。

#### ① 指定管理者指定申請書（様式3－1）

グループによる応募の場合、代表構成団体及び構成団体が指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書（様式3－2）及び共同応募構成書（様式3－3）を提出してください。

#### ② 団体等に関する書類

※グループでの応募の場合は、構成団体すべてについて提出してください。

##### ＜共通＞

###### ア 団体の概要（様式4）

※必要に応じて、事業概要等が分かるパンフレット等を添付してください。

###### イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

###### ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

###### エ 役員名簿（氏名、フリガナ、性別、生年月日）（様式5）

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力お願ひいたします。

###### オ 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式6－1）

※申立書の1で「(2)該当がある」を選択した場合は、「福岡市における競争入札参加停止措置の概要(申立書)(様式6－2)」を提出してください。

###### カ 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書

※申立書の1で「(2)受けた」を選択した場合は、「国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置の概要(申立書)(様式7－2)」を提出してください。

###### キ 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書

###### ク 地場中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式8）

###### ケ 福岡市社会貢献優良企業に認定されている場合は、認定書の写し

※認定期間に公募開始日を含んでおり、かつその認定期間の終了日が令和8年4月1日以降のもの

### <法人の場合>

- ア 当該法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - イ 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書  
(申請書を提出する日前1か月以内に交付されたもの)
  - ウ 貸借対照表（過去3年分）
  - エ 損益計算書（過去3年分）
- ※付属書類
- 製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細  
その他人件費が含まれる費用があればその明細
  - オ 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）

### <その他の団体の場合>

- ア 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書及び事業報告書  
なお、設立2年以内の団体については、設立後の収支決算書
- イ 財産目録
- ウ 代表者の主な経歴
- エ 所得税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請書を提出する日前1か月以内に交付されたもの)  
※課税されていない場合は、「納税にかかる申立書（様式9）」を提出
- オ 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）

### ③ 提案書

- ア 管理運営業務の事業計画書（様式10）
- イ 管理運営業務の収支予算書（様式11）

### ④ 応募資格誓約書（様式12）

### (4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年9月16日（火）～令和7年9月30日（火）（土曜、日曜、祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

受付方法：応募書類一式を持参又は郵送してください。

（注）事故防止のため、郵送する場合は簡易書留で郵送のうえ、問い合わせ先に郵送の旨をご連絡ください。また、応募書類に不備がある場合は、受け付けません。

受付場所：問い合わせ先に同じ（経済観光文化局創業推進部創業・大学連携課）

## 10 選定

### (1) 選定手続

指定管理者の選定は、応募資格の審査、提案された事業内容の審査を実施し、市が指定管理者の候補者を選定します。

### (2) 選定・評価委員会

市が指定管理者の候補者を選定するため、センターの指定管理者に係る選定・評価委員会を設置します。

選定・評価委員会とは、

①指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。

②団体から提出される応募書類について、ヒアリングや実地調査などで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を聴取する。

など、選定過程において、専門的な観点から市が候補者を選定するために、参考として意見を聴取する委員会です。

### (3) 選定の流れ

#### ① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを本市で確認します。

#### ② 選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。

・ヒアリングの実施

開催日時：令和7年10月上旬を予定

\* 実施方法などの詳細については、別途通知します。

### (4) 選定における評価基準について

応募内容を以下の基準により審査し、センターを最も適切に管理することができる団体を選定します。

① 運営の総合的な方針が施設の設置目的を踏まえており、実行可能性の高い計画となっていること。

② センターの管理運営を的確に遂行するために必要な能力があること。

③ 産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の推進の取組みが効果的になされていること。

④ 適切な収支計画及びセンターの管理に要する経費の縮減が図られた指定管理料の金額であること。

⑤ 市施策へ寄与していること。

<評価基準>

評価基準	主な審査の視点	配点
1 運営の総合的な方針	○施設の設置目的を踏まえた運営方針、理念意欲 ○管理運営を維持できる安定的な経営基盤、リスク回避方策 ○根拠（参考事例や他施設での実績等）がある実行可能性の高い計画となっているか。	15
2 施設の管理運営に関する事項	○管理運営の実施体制（配置する人材、組織体制、研修体制等） ○施設の保守点検、清掃、警備、修繕及び維持管理や分析機器室の管理方法等の提案 ○化学系施設の管理における法規制等の理解、利用者の相談対応及び的確な指導などへの取組み ○利用者の利便性向上における取組み ○事故等の防止に係る安全対策、事故発生後の対応、災害対策	30
3 産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の推進	○産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の推進に関する提案 ○各入居者等の事業段階における支援に関する提案 ○大学発の技術やイノベーションの早期事業化を通じた、地域エコシステム形成の促進に関する提案 ○入居者の情報収集及び的確な情報発信に関する提案	40
4 収支計画	○指定管理料の金額 ○収支計画書の妥当性	10
5 市施策への寄与	○市内に主たる事務所を有しているか ○社会貢献優良企業に認定されているか	5
合 計		100

※1 上記配点の合計100点満点中、60点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は、候補者として選定しない。

※2 5を除く1～4の各評価基準の項目のうち、評価に値しないなど不適切と評価された項目が1つでもある場合は、市は候補者として選定しない場合がある。

○減点対象となる団体：

- 1 令和8年4月1日から遡って5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供するとともに5点を減点する。

- 2 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者（下図1-②に該当する団体）は、当該措置の指名停止期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供するとともに5点を減点する。

※様式6-1及び6-2により確認します。

○評価委員に情報提供を行う団体：

国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置を受けた団体については、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（下図2に該当する団体）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に情報提供を行います。

※様式7-1及び7-2により確認します。

福岡市の競争入札参加停止措置 <sup>(※1)</sup> を受けた場合					
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置					
	応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か	公告日 (例)令和2年7月1日	
1-①	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間中	応募資格なし		福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例)措置期間：令和2年5月1日～8月31日	
1-②	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間の間にある	応募資格有 <b>減点等対象</b>	申立書提出必要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例)措置期間：令和2年3月1日～5月31日	<b>福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間</b> ※3か月
1-③	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間終了日の翌日以降	応募資格有 <b>減点等対象外</b>	申立書提出不要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例)措置期間：令和2年3月1日～4月30日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間 ※2か月

2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置 <sup>(※2)</sup> を受けた場合					
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領等に基づく、一般競争入札指名停止措置					
	過去2年間 (平成30年7月1日～令和2年6月30日)	公告日 (例)令和2年7月1日			
2	公告日前までの過去2年間に、国又は他の地方公共団体の競争入札参加停止の措置期間がある	応募資格有 <b>委員に情報提供</b>	申立書提出必要	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例)指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日	

## 11 選定後の流れ

### (1) 選定後のスケジュール（予定）

①選定結果の通知	令和7年10月下旬
②指定管理者の候補者の公表	令和7年10月下旬
③指定管理者の候補者との仮協定の締結	令和7年11月
④指定管理者の指定（基本協定締結）	令和8年2月
⑤指定管理者との実施協定締結	令和8年3月

### (2) 選定結果等の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。  
なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。  
また、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

### (3) 指定管理者の候補者との協議

本市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。  
なお、次点としての権利を有しているのは令和8年3月末までです。

### (4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。

### (5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

### (6) 苦情の申し立て

選定されなかつたもののうち、選定結果に不服があり、選定結果に瑕疵があつたことを説明できるものは、選定の決果通知を行つた日の翌日から起算して10日（土曜、日曜、祝日を除く。）以内に、市長に対して苦情の申し立てを行うことができます。ただし、苦情の申立ては、原則として、指定手続きの執行を妨げるものではありません。

## 12 協定

### (1) 基本協定

#### ① 総則的事項

- ア 管理業務の基本的項目(指定の期間、施設の概要等)
- イ 収入及び経費の考え方
- ウ 実施協定の締結
- エ 許認可に関する事項
- オ 現状の変更、維持及び修繕
- カ リスク分担、損害賠償、保険の付加 など

② 管理運営業務に関する事項

- ア 公正かつ透明な手続
- イ 指定管理者の責務
- ウ 管理運営業務の範囲等
- エ 施設使用の考え方
- オ 備品等の管理・使用
- カ 文書の管理・保存、情報公開
- キ 自主事業に関すること など

③ 指定管理料に関する事項

- ア 指定管理料
- イ 指定管理料の支払方法
- ウ 経理の明確化 など

④ 指定期間の終了

- ア 原状回復義務等
- イ 指定の取消し等
- ウ 指定の辞退等 など

⑤ 不可抗力

- ア 不可抗力 など

⑥ その他

- ア 公租公課の負担
- イ 秘密保持
- ウ 個人情報の取扱い
- エ 暴力団排除に関すること など

(2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

## 13 モニタリング

### (1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定期間に1回以上、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

### (2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出いただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

### (3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

### (4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

### (5) インセンティブ・ペナルティ

次期指定管理者選定の評価において、指定期間中のモニタリングの評価結果を反映（加点または減点）するインセンティブ・ペナルティ制度を導入しています。加点または減点する点数は、次期選定時の評価の満点に加減点の率（年度ごとに最大2%、最低-2%。指定期間中の総計で最大5%、最低-5%）を乗じて算出します。

## 14 その他

### (1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

<地方自治法、労働関係法令、個人情報の保護に関する法律、暴力団排除条例等>

### (2) 引継業務 [現在の指定管理者→今回の公募において選定される指定管理者への引継] 引継業務の内容については、概ね次のとおりです。

① 管理受託者もしくは従前の指定管理者からの管理・運営業務（文書や備品の引継も含む）の引継

- ② 事業計画書作成業務 など
- a 引継時に市職員が立ち会います。
  - b 現在の指定管理者の業務の視察を事前に行うことが可能です。（事前にスケジュール調整は必要です。）
  - c 引継期間は令和8年3月1日～令和8年4月30日の間です。
  - d 引継にかかる費用は原則、現指定管理者の負担ですが、新指定管理者の引継にかかる人件費は、新指定管理者に負担していただきます。

### (3) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

### (4) 公表・公開について

選定の過程や、選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）、評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

（注）情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報、公にすることにより、権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものなどをいう。

### (5) 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

### (6) 損害賠償と賠償責任保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、「『全国市長会』市民総合賠償補償保険・賠償責任保険」と同等以上の要件を満たす賠償責任保険へ加入してください。

保険契約者	指定管理者
保険期間	指定管理期間(毎年度更新も可能)
てん補限度額	身体賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円 財物賠償 1事故につき2,000万円
補償する損害	本施設の所有、使用もしくは管理及び施設内での業務遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

なお、指定管理者は管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者に当該管理運営業務を行う上で想定される損害を補てんする保険に加入させてなければなりません。

(7) 問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1-8-1 (福岡市役所本庁舎14階)

経済観光文化局 創業推進部 創業・大学連携課

担当 林田、松岡、鈴木

電話 092-711-4344

Fax 092-733-5748

E-mail: sogyodaigaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 福岡市産学連携交流センター指定管理者選定・評価委員会 議事要旨

1 日時:令和7年10月14日(火) 10:00~11:30

2 場所:Fukuoka Growth Next サブイベントスペース

3 出席者

委 員)池田委員長、香月委員、中野委員、古橋委員、道岡委員  
事務局)倉光創業・大学連携課長他

4 審議事項

- (1)審査方法について
- (2)応募資格の確認状況について
- (3)応募団体の財務状況について
- (4)プレゼンテーション及び質疑応答
- (5)採点・意見交換
- (6)集計結果の報告

5 議事要旨

本委員会は、指定管理者の候補選定に関するものであり、福岡市産学連携交流センターに係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱に基づき、非公開とする旨を説明した。

また、すべての委員から、応募団体との利害関係がない旨の誓約書を受理したことを報告した。

(1)審査方法について、事務局説明。

(2)応募資格の確認状況について、応募書類に不備がなかった旨を事務局説明。

(3)応募団体の財務状況について、池田委員長から説明。

(4)プレゼンテーション及び質疑応答

委 員:構成企業が行っているスタートアップへの投資について、投資先のエリアや業種などの方針があれば教えていただきたい。

応募団体:投資先のエリアや業種は特に限定していない。まずは、幅広くシーズの発掘を行うとともに、起業前の段階から事業連携をはじめとした様々な支援を行っている。

委 員:多くの大学と連携しているようだが、どのような経緯で大学とのつながりを持っているのか。

応募団体:構成企業内の研究所が、複数の大学と共同研究に取り組んでおり、そうしたつながりを活かしながら、大学発スタートアップとも連携している。

委 員:産学連携交流センターにおけるエコシステムを実現する上で、入居企業の新陳代謝については、どのように考えているか。

応募団体:エコシステムを実現する上では、入居企業の成長が重要であることから、密にコミュニケーションを取りながら、新陳代謝を促していきたい。

委 員:コミュニティマネージャーは、どのような方なのか、また、どの程度の関与を想定しているのか。

応募団体:これまで多くのスタートアップの成長支援に取り組んできた実績があり、入居企業とのコミュニケーションや、入居企業の成長支援を担う予定である。関わり方については、スタートアップの成長段階や、ニーズ、課題に応じて、支援内容が異なることから、入居企業にヒアリングを行いながら、より効果的なものとなるよう検討していく。

委 員:スタートアップ支援について、代表企業としての意気込みを聞きたい。

応募団体:スタートアップ支援に関する実績やノウハウを有する構成企業と共同事業体を組成したが、代表企業としても、これまで当施設の指定管理を担ってきた経験や実績を踏まえ、今回新たに加わった構成企業と密に連携しながら、スタートアップの成長支援にしっかりと取り組んでいく。

委 員:スタートアップの成長支援にしっかりと取り組んでいただきたいが、どうか。

応募団体:構成企業は、スタートアップの成長支援を継続して行っており、そうした経験や実績を活かしながら、例えば、特許など知的財産への対応や、法務サポート、ビジネスモデルの構築など、スタートアップの成長段階やニーズを踏まえた支援を行う。

委 員:代表企業、構成企業ともに経営基盤は、安定している。代表企業は、売上の増加率が大きいが、理由があれば教えていただきたい。

応募団体:代表企業のグループ企業が所有する大型複合施設が開設したことに伴い、施設管理を担う弊社の売上が大きく増加したものである。

委 員:収支計画について、ホームページのリニューアルに係る広報関係費が計上されていない理由はあるか。また、イベントの企画については、収支計画に記載の 39 万 5 千円で賄えると考えて良いか。

応募団体:ホームページのリニューアルについては、広報関係費ではなく、事務費に計上している。また、イベント費用については、過去の実績を基に算出していることや、企業からの協賛による外部メディアを活用した情報発信を行う予定であることから、十分に賄えると考えている。

委 員:持続可能なものとなるよう、取り組んでいただきたい。

委 員:個人情報保護の観点から、職員が使用するパソコンのアクセス制限を行うことは大事なことである。一方で、スタートアップ支援のために重要な外部のサービスにアクセスできなくなる可能性もあると思うが、どのように対応する予定か。

応募団体:弊社のシステム担当部署と協議し、個人情報保護の観点も踏まえ、より効果的・効率的なものとなるよう、しっかりと検討した

## (5)採点・意見交換

選定委員会の各委員から西鉄ビルマネージメント・TOPPAN 共同事業体が福岡市産学連携交流センターの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

<主な評価・意見>

- ・施設管理業務については、実績とノウハウがあり、高評価。
- ・スタートアップ支援については、様々な取組みが提案されており、意欲も十分にあることから、期待できる。
- ・広報については、ホームページの強化や SNS の活用など、さらなる情報発信に努めてほしい。
- ・イベント開催費用の節減に向けた創意工夫は評価できる。持続可能なものとなるよう取り組んでほしい。
- ・大学と連携した施設運営やスタートアップ支援に取り組んでほしい。



# **はかた伝統工芸館**

## **指定管理者募集要項**

令和7年7月

福岡市経済観光文化局

# 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	管理・運営対象施設	1
3	指定期間	1
4	開館時間・休館日	2
5	管理・運営業務内容	2
6	管理・運営経費について	3
7	応募について	4
8	募集手続について	5
9	選定について	7
10	管理運営基準（事業計画内容の評価）について	8
11	審査後の流れについて	9
12	協定について	10
13	モニタリングについて	11
14	その他	13
	別添：リスク分担表	15

## はかた伝統工芸館 指定管理者募集要項

### 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

はかた伝統工芸館の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度趣旨を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

### 2 管理・運営対象施設

- (1) 名 称 はかた伝統工芸館
- (2) 所 在 地 福岡市博多区博多駅前一丁目 23 番 2 号  
パークフロント博多駅前一丁目 1 階
- (3) 面 積 専有延床面積 122.68 m<sup>2</sup>
- (4) 構造・用途 鉄骨造
- (5) 開 館 日 令和 7 年 5 月 2 日移転開館
- (6) 工芸館の事業運営

はかた伝統工芸館（以下「工芸館」という。）は、福岡市を代表する伝統的工芸品である博多織・博多人形、その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供、販売等を行い、市民や外国人を含めた観光客へ向けて伝統工芸品の P R を行い、本市の伝統産業の継承及び発展を図り、もって市民の豊かな生活の形成と地域の活性化に資することを目的に設置した施設です。

施設の管理運営、事業実施については、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合、博多人形小売商組合、博多伝統職の会等の関係団体・関連事業者・個人作家等と連携を図りながら実施していただきます。また、企業等の連携や博多旧市街エリアをはじめとする伝統産業の小売店舗・工房等へ送客を行い、伝統工芸業界全体の振興を図ってください。

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※ 福岡市の施策によって、指定期間が変更となる可能性があります。

### 4 開館時間・休館日

- (1) 開館時間 午前 10 時～午後 6 時（入館は午後 5 時 30 分まで）
- (2) 休 館 日 毎週水曜日（水曜が祝休日にあたる場合は翌平日）、  
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (3) 特記事項 (1)開館時間、(2)休館日については、利用者のサービス向上につながる場合は、市の承認を得て変更することができるので、必要に応じてご提案ください。

## 5 管理・運営業務内容

事業者の業務範囲は以下のとおりとします。（詳細ははかた伝統工芸館指定管理者業務仕様書を参照）

### (1) 施設の運営管理業務

- ① 組織体制
- ② 清掃、保安警備、安全管理及び保守管理に関する業務

※ 清掃、保安警備については、ビル管理会社（太平ビルサービス株式会社）が実施するため、再委託が必要です。

### (2) 伝統工芸品振興業務

- ① 本市の伝統工芸品の紹介、展示並びに情報の収集及び提供
- ② 広報活動（WEB、紙媒体、パネル等）
- ③ 伝統産業振興を目的とした事業の実施
- ④ 企画展示スペースの貸し出し、使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ⑤ 市及び博多旧市街エリアの関連施設との連携

<伝統産業業界全体の振興につながる事業として上記①～⑤に加えて実施を想定している内容>

○ 伝統工芸連携窓口の設置

観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、市内宿泊施設や飲食店等に伝統工芸品の使用を促すため、博多織・博多人形の産地組合、工芸事業者、個人作家とをつなぐ窓口を設置。

窓口では、博多旧市街エリアをはじめとした工芸関連小売店舗への送客を推進。

○ 工房訪問や実演・ワークショップ等、作家と実際に触れ合える機会の創出。

○ 窓口をはじめ、工芸館に従事するスタッフは、市が実施する伝統産業に関する研修を受講し、伝統工芸に関する専門的な知識をもとに業務にあたっていただきます。

（参考）連携を想定する本市事業

【伝統産業によるインバウンド観光消費拡大事業】

（URL：<https://fukuokacrafts.jp/>）

ホテル・レストラン等での伝統工芸品の利用促進等を通して、インバウンドを含めた販路拡大を支援する。

【博多旧市街プロジェクト】

（URL：[https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c\\_kanko/shisei/hakataoldtown.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/shisei/hakataoldtown.html)）

中世最大の貿易港湾都市であった都市の中心地域である博多部において、価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、市民や観光客の皆さんのが認知し楽しんでもらえる環境を整え、魅力を高めていく。

### (3) 事業報告書等の作成及び提出

### (4) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別添リスク分担表参照

## 6 管理・運営経費について

### (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の上限

令和8年度 31,177千円（消費税及び地方消費税10%を含む）

（実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。）

### (2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行にかかる次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 施設管理費（備品購入費・修繕費（概算払い。年度末に精算。）、光熱水費、保守管理費等）
- ④ 事業費（広報費等）

※ 公の施設の修繕及び必要な備品の購入は、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、33万円（予定）を修繕費及び備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。

※ 修繕を行う場合は、金額の多少に関わらず、原則、市との事前協議が必要です。また、指定管理料で購入した備品の帰属は、すべて本市となります。

※ 指定管理期間中に金額を変更すべきやむを得ない事情が生じたときは、市と指定管理者で協議のうえ、指定管理料の変更を行います。

### (3) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法は協定で定めます。

### (4) 施設で行う販売・事業収入について

はかた伝統工芸館において販売を行って良いものとしますが、出品者から販売手数料を徴収しないようにしてください。販売については、市と十分な協議の上実施し、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合、博多人形小売商組合、博多伝統職の会等の関係団体と連携を図りながら行っていただきます。

事業収入は、当初の見込みより増減があった場合であっても、当該年度内において市が支払う指定管理料は変わりませんので、当初の見込みを超える収入については、指定管理者の収入とすることができます。

### (5) 管理口座

指定管理料及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

## 7 応募について

### (1) 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ・個人での応募はできません。
  - ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
- ② 応募者の制限
- 次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
- a 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
  - b 次に掲げるものを団体又は代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
  - c 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
  - d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
    - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
    - イ 暴力団員が実質的に運営していること
    - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
    - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
  - e 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
  - f 指定管理者を選定する委員会の委員が経営または運営に直接関与しているもの
  - g その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

### (2) 留意事項

- ① 接触の禁止
- 選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ② 重複応募の禁止
- 応募1団体（グループ）につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。
- ③ 応募内容変更の禁止
- 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 虚偽の記載をした場合の無効
- 応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。
- ⑤ 応募書類の取扱い
- 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑥ 応募の辞退

- 応募書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式13）を提出してください。
- ⑦ 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- ⑧ 追加書類の提出  
市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求める場合があります。
- ⑨ 提出書類の取扱い・著作権  
団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。  
なお、はかた伝統工芸館の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部（情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除く。）を使用できるものとします。
- ⑩ 提供資料の目的外使用の禁止  
本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

## 8 募集手続について

### （1）指定管理者の募集スケジュール

① 募集の周知	令和7年7月17日～9月5日
② 募集要項の配布	7月17日～9月5日
③ 募集要項に関する質問の受付	7月18日～7月31日
④ 募集要項に関する質問の回答	8月12日
⑤ 応募書類の受付	7月17日～9月5日

### （2）指定管理者の募集手續

- ① 募集要項に関する質問の送付  
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。  
受付期間：令和7年7月18日（金）～7月31日（木）午後5時まで  
受付方法：質問書（様式1）に記入の上、問い合わせ先まで、電子メールに添付して送付してください。なお、郵送での提出も受け付けます。
- ② 募集要項に関する質問の回答  
質問に対する回答は、質問を提出した事業者へ電子メール及び市ホームページに掲載を行います。（8月12日予定）

### （3）応募書類

- 応募時に次の書類を提出してください。
- ① 指定申請書（様式2） 10部（原本1部、コピー9部）  
グループによる応募の場合、代表構成団体及び構成団体が指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書（様式2－1）及び共同事業体連絡先一覧（様式3－2）を提出してください。
- ② 事業者に関する書類 10部（原本1部、コピー9部）  
a 団体の概要（様式3）  
b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類  
c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書

- d 法人にあっては、
- i 当該法人の登記事項証明書
  - ii 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
  - iii 貸借対照表（過去3年分）
  - iv 損益計算書（過去3年分）
- 付属書類
- ・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細
  - ・その他人件費が含まれる費用があればその明細
- v 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、1日当たり8時間で1人と換算してください。）
  - vi 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）
  - vii 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書
- ※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。
- e 他の団体にあっては、
- i 申請書を提出する日の属する事業年度の收支予算書及び過去2か年の收支決算書
  - ii 財産目録
  - iii 所得税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
  - iv 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、1日当たり8時間で1人と換算してください。）
  - v 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）
  - vi 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書
- ※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。
- 福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでいます。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- ③ 提案書 各10部
- a 指定管理業務の事業計画書（様式5）
  - b 指定管理業務の收支予算書（様式6）
- ※ 事業計画書には、応募団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）は記載しないでください。
- ※ 他社の提案書等の一部を転用する場合などについては、必ず出典元の了承が得られているなど著作権について問題ないことを提案書に記載してください。提案書が著作権法違反などに該当する場合、選定前であれば応募資格は認められず、指定後であれば指定の取消しに該当する場合があります。
- ④ 指定管理の実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式は任意）  
(他都市での指定管理の実績も含む。)
- ⑤ 誓約書（様式7） 10部
- ⑥ 申立書（様式8） 10部
- ⑦ 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式9） 10部
- ⑧ 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式10） 10部
- ⑨ 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書

(4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年7月17日（木）～9月5日（金）

平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）

受付方法：担当者あてに持参してください。 担当 大戸、安達

受付場所：問い合わせ先に同じ

## 9 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、はかた伝統工芸館の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会とは、

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。
  - ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングや実地調査などで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。
- など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

(3) 審査の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。

② 選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリング、必要に応じて実地調査を実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します（詳細については、別途通知）。選定委員会での意見を踏まえ、市が指定管理候補者を選定します。

・ヒアリングの実施

開催日時：令和7年9月中旬～下旬

開催場所：福岡商工会議所（予定）

※ヒアリングは匿名で行いますので、ヒアリング時には応募団体名を伏せた形でご対応ください。

※ヒアリングの実施方法、実地調査を実施する場合の方法などの詳細については、別途通知します。

## 10 管理運営基準（事業計画内容の評価）について

提案内容を以下の基準により審査します。採点での最低制限基準は、総合評価の6割とします。

審査項目・評価基準	配点
<b>1 安定した管理を行う能力、管理運営方針</b>	25点
(1) 施設の管理運営の基本方針及び実績	5
(2) 団体の財務状況、経営基盤	5
(3) 管理を的確に行う能力及び管理の体制 (配置する人材、人員数及び勤務体制、職員研修体制等)	5
(4) 施設の保守点検、警備、修繕及び維持管理の考え方、安全管理のための取組について	5
(5) リスク管理の方策（災害対策、事故等防止、利用者の苦情等の未然防止と対処方法、個人情報保護の取組）	5
<b>2 管理運営の提案</b>	30点
(1) 本市伝統工芸品を振興する公の施設の管理運営を行うことについて、理解や意欲が示されているか。	10
(2) 本市伝統工芸品の紹介・販売や、外国人を含めた観光客への対応が図れる体制になっているか	10
(3) 利用者の視点・意見を反映する仕組み	5
(4) 再委託の業務内容、選定先などの考え方	5
<b>3 本市伝統工芸品の振興を効果的に図れる事業の提案</b>	45点
(1) 本市伝統工芸品の紹介や展示方法に関する提案	5
(2) 本市伝統工芸品の情報収集及び提供	5
(3) 工芸館の認知度向上及び、工芸品をPRするための効果的な広報計画（WEB、紙媒体、パネル等）	10
(4) はかた伝統工芸館への集客につながる企画展、体験講座等の提案	10
(5) 工芸館を核として、観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、市内宿泊施設や飲食店等に伝統工芸品の使用を促すため、博多織・博多人形の産地組合、工芸事業者、個人作家とをつなぐ窓口の提案 (窓口の運営内容、広報手段等)	10
(6) その他、指定管理者の企画提案	5
<b>4 計画の実行可能性</b>	20点
(1) 収支計画（収支予算書の妥当性、経費の効率的な配分）	10
(2) 根拠（参考事例や他施設での実績等）がある実行可能性の高い計画となっているか。	10
<b>5 その他（以下の事項を満たしていれば加点）</b>	10点
(1) A：地場企業であり、かつ中小企業であるか。※みなし大企業を除く	5
B：地場企業である	3
C：A、Bに該当しない	0
(2) 市の施策に貢献する取り組みを実施しているか。 ①ふくおか「働き方改革」推進企業に認定されているか。 ②高齢者や障がい者等の雇用拡大施策に貢献すること ③男女共同参画の推進に貢献すること ④その他市の施策に貢献すること	5
<b>総合評価（130点満点）</b>	

※福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかるものについては、-10点の減点を行う。詳細は【図1】のとおり。

※国または他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止措置期間がかかるもの（図2に該当するもの）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する。

【図1】

1. 福岡市の競争入札参加停止措置 <sup>(※1)</sup> を受けた場合					
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置					
	応募資格の有無	減点等対象か	申立書提出必要か	公告日	
1 — ①	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間中	応募資格なし		福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 令和2年7月1日～令和2年8月31日	
1 — ②	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間にある	応募資格有 <b>減点等対象</b> <b>申立書提出必要</b>		福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 3ヶ月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年5月31日	<b>福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間</b> (例) 3ヶ月
1 — ③	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間に終了日の翌日以後	応募資格有 <b>減点等対象外</b> <b>申立書提出不要</b>		福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 2ヶ月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年4月30日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間

【図2】

2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置 <sup>(※2)</sup> を受けた場合					
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領等に基づく、一般競争入札指名停止措置					
	過去2年間		公告日		
2	公告日前日までの過去2年間に、国又は他の地方公共団体の競争入札参加停止の措置期間がある	応募資格有 <b>委員会情報提供</b> <b>申立書提出必要</b>	過去2年間 (平成30年7月1日～令和2年6月30日) ↓	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 令和2年7月1日～令和2年8月31日	

※令和8年4月1日からさかのぼって5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為

により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定員に情報提供し、評価に反映する。

## 11 審査後の流れについて

### (1) 選定後のスケジュール（予定）

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ① 選定結果の通知           | 令和7年9月下旬 |
| ② 指定管理者の候補者の公表      | 令和7年9月下旬 |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 令和7年11月  |
| ④ 指定管理者の指定（基本協定締結）  | 令和8年2月   |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結     | 令和8年3月末  |

### (2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。

（令和7年9月下旬予定）

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び第2順位（次点）の団体名も公表します。

### (3) 選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。

なお、次点としての権利を有しているのは令和7年度末までです。

### (4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（2月予定）

### (5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

### (6) 苦情の申立て

選定されなかった者のうち、選定結果に不服があり、選定過程に瑕疵があったことを説明できる者は、選定の結果通知を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。ただし、苦情の申立ては、原則として指定手続きの執行を妨げるものではない。

## 12 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

## (1) 基本協定

### ① 総則的事項

- a 管理業務の基本的項目(指定の期間、施設の概要等)
- b 収入及び経費の考え方
- c 実施協定の締結
- d 許認可に関する事項
- e 維持及び修繕の考え方 など

### ② 管理運営業務に関する事項

- a 公正かつ透明な手続
- b 指定管理者の責務
- c 管理運営業務の範囲等
- d 施設使用の考え方
- e 備品類の取扱
- f 文書等の管理に関するここと
- g 自主事業に関するここと など

### ③ 指定管理料に関する事項

- a 指定管理料
- b 指定管理料の支払方法
- c 経理の明確化 など

### ④ 指定期間の終了

- a 原状回復義務等
- b 指定の取消し等
- c 指定の辞退等 など

### ⑤ 不可抗力

- a 準用 など

### ⑥ その他

- a 公租公課の負担
- b 秘密保持
- c 個人情報の取扱い
- d 災害時等における施設利用の協力に関するここと
- e 引継に関するここと
- f 暴力団排除に関するここと など

## (2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

## 13 モニタリングについて

### (1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている

施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定管理期間最終年度の前年度に、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

## (2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）、を提出いただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

## (3) 指定管理者に対する調査・指示

本市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

指定管理者は、本市の調査・指示に対し、真摯に対応するものとします。本市の指示に従わない場合は、指定を取り消す場合があります

## (4) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

## (5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

## (6) インセンティブ・ペナルティ制度の導入

次期指定管理者選定の評価において、指定期間中のモニタリングの評価結果を反映するインセンティブ・ペナルティ制度を導入します。

具体的には、令和11年度（指定管理期間最終年度の前年度）に実施を予定している評価委員会にて、指定期間中（令和8年4月1日から令和11年3月31日までにおける一定の期間）の管理運営業務の内容を評価し、その評価結果を、次期指定管理者選定時の評価に反映（加点または原点）します（評価基準については、下記を参照）。

### 【評価基準（100点満点）】

I 施設の運営管理に関する業務		配点20点
1	組織体制、労働環境	5
2	清掃業務	5
3	保安警備、危機管理	5
4	施設及び付属設備の保守管理、点検、維持、補修	5
II 伝統工芸品振興の業務		配点30点
1	常設展示（展示品の更新や資料の収集等、来館者目線に立った改善が行われているか）	5
2	情報提供（連携窓口での販売店の紹介、観光案内業務など）	10
3	広報活動（館自体のPR、事業の告知など）	5
4	主催事業（伝統産業振興に効果的な企画を実現できているか）	5
5	企画展示室の貸出（手続の遵守、利用率、利用者と協力し魅力的な展示を実現しているか、等）	5
III その他の業務		配点20点
1	来館者への接遇（苦情、事故等への対応含む）、アンケートの実施	5
2	事業計画・事業報告に関すること	5
3	定期報告	5
4	改善指導への対応	5
IV 基本的考え方や指針		配点25点
1	はかた伝統工芸館の新たな魅力の創出	5
2	来館者目標の達成	5
3	収支の実績、経費の縮減	5
4	地域との連携	5
5	指定管理者の特性の発揮	5
V その他工夫をし、成果をあげた取組（自主事業含む）		配点5点

### 【評価基準表（評価結果に基づき、次期指定管理者選定時に加減点）】

評価	点数	加点減点
A	90点以上	+ 5点
B	80～89点	+ 3点
C	60～79点	± 0点
D	55～59点	- 3点
E	54点以下	- 5点

## 14 その他

### (1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

<地方自治法、労働関係法令、個人情報保護条例、暴力団排除条例等>

### (2) 引継業務（現在の指定管理者から今回の公募において選定される指定管理者への引継）

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。

- ① 管理受託者もしくは従前の指定管理者からの管理・運営業務（文書や備品の引継も含む）

## の引継

- ② 事業計画書作成業務、広報ツール（ホームページ、各種SNS）など
- a 必要に応じて引継時に福岡市の職員が立ち会います。
  - b 現在の指定管理者の業務の視察を事前に行うことが可能です。  
(事前にスケジュール調整が必要です。)
  - c 引継期間は令和8年2月1日～令和8年3月31日の間です。
  - d 引継にかかる費用は原則、現指定管理者の負担ですが、新指定管理者の引継にかかる人件費は、新指定管理者に負担していただきます。

## (3) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

## (4) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果（モニタリング結果）については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

（注）情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報、公にすることにより、権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。

## (5) 自主事業について

管理運営業務の他にも、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください。

費用は、指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご留意ください。

	管理運営業務 (市企画事業、指定管理者企画事業)	自主事業
収支報告	管理運営業務として	自主事業として
指定取消	対象	対象外
責任	市	指定管理者
リスク分担表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利用権限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う 施設の使用許可	○施設使用許可の規定がある場所を使用	○施設使用許可の規定がある場所を使用

申請	<p>→利用許可申請は不要  <input type="radio"/>施設使用許可の規定がない場所を使用            →目的外使用許可は不要</p>	<p>→指定管理者が施設の利用許可申請又は目的外使用許可申請  <input type="radio"/>施設使用許可の規定がない場所を使用（目的外使用許可）            →指定管理者が施設の目的外使用許可申請</p>
----	--	--

#### (6) 災害への対応

災害発生時において、はかた伝統工芸館が避難所として指定される可能性があることを了承するとともに、避難所として指定された場合には、初動対応などについて市と協議を行い、積極的に協力する必要があります。また、指定管理者は、災害時のマニュアルや対応できる体制を整備するとともに、災害に関する研修や避難訓練を実施するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		福岡市	指定管理者
災害発生時の避難所開設・避難所運営	当該施設の管理基準(仕様書)又は避難所開設マニュアルにおいて指定管理者の役割(業務)として位置付けているもの		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外で指定管理者の役割として位置付けておらず、かつ通常の管理業務との代替が可能な場合を除き、新たに経費の増加、収入の減少、損害が発生した場合	<input checked="" type="radio"/>	

#### (7) 第三者への再委託

清掃など個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は委託先になることができません。

#### (8) 損害賠償と賠償責任保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、賠償責任保険へ加入してください。

<別添：リスク分担表>

項目		市	指定管理者
募集手続	募集要項（仕様書等）の誤りや不備に基づき必要となった費用または損害	<input type="radio"/>	
	応募費用に関するもの		<input type="radio"/>
法令変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立などによる経費の増加及び収入の減少	<input type="radio"/>	
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更、新たな規制立法の成立など		<input type="radio"/>
税制変更	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		<input type="radio"/>
	上記以外の税制度の新設・変更	<input type="radio"/>	
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	<input type="radio"/>	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		<input type="radio"/>
政策変更	市の政策変更による工芸館事業の変更、中止など	<input type="radio"/>	
利用者	指定管理者が行う管理に対する苦情など		<input type="radio"/>
環境	市の要求に起因する環境問題（騒音・振動など）	<input type="radio"/>	
	指定管理者が行う管理に起因する環境問題		<input type="radio"/>
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	<input type="radio"/>	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		<input type="radio"/>
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	リスク条件に応じて、市と指定管理者のいずれかまたは双方がリスクを負担する	
事業中止・変更	市の指示、議会の不承認等によるこの事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	<input type="radio"/>	
	上記以外の事由によるこの事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		<input type="radio"/>
	指定管理者の事業放棄・破綻など		<input type="radio"/>
再委託 管理責任	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		<input type="radio"/>

項目		市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象）による事業の変更、中止	<input type="radio"/>	
	不可抗力により第三者に与えた損害	<input type="radio"/>	
	不可抗力による事故時の適切な処理		<input type="radio"/>
	不可抗力による市所有の建築物、設備、備品等の損害	<input type="radio"/>	
	不可抗力による指定管理者所有の設備、備品等の損害		<input type="radio"/>
業務内容変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	<input type="radio"/>	
	上記以外の要因による事業内容の変更		<input type="radio"/>
施設損傷	市の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷	<input type="radio"/>	
	指定管理者の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷		<input type="radio"/>
	第三者の事由による事故、火災等により市の施設、設備、備品が損傷	<input type="radio"/>	
	第三者の事由による事故、火災等により指定管理者の設備、備品が損傷		<input type="radio"/>
維持管理・運営	市の指示による維持管理・運営費の増大	<input type="radio"/>	
	上記以外の要因による維持管理・運営費の増大		<input type="radio"/>
事業評価	業務内容が市の要求する水準に達しないことによるもの		<input type="radio"/>
終了手続	指定管理期間終了時の施設の水準の保持		<input type="radio"/>
	事業の終了時における手續に関する諸費用		<input type="radio"/>

※両者協議としているリスク分担や協定締結時に想定していないリスクが生した場合、その他のリスク分担方法に関する疑義が生じた場合についての協議方法は次のとおりとする。

- (1) リスクが発生または発生するおそれを核にした側から速やかに相手方に報告を行う。
- (2) 報告後、市及び指定管理者は速やかに、リスクへの対処後、後日精算を行う場合は、精算時期や方法などを記載した文書（覚書など）を交わす。
- (3) リスクへの対処方法などについて市と指定管理者の間で協議が整い次第、速やかに基本協定書や実施協定書などの変更を行う。

# 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課

(福岡商工会議所ビル2階)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル2階

T E L 092-441-3303

F A X 092-441-3211

E-mail chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 令和7年度 はかた伝統工芸館に係る指定管理者選定委員会 議事要旨

1. 日時 令和7年9月12日（金） 11：00～17：00

2. 場所 福岡商工会議所ビル2階 第1研修室

3. 出席者

(1) はかた伝統工芸館指定管理者選定委員（計5名）

所属・役職等	氏名
九州産業大学副学長（地域共創学部/観光学）	千 相哲
中小企業診断士	梅山 香里
博多織工業組合理事長	原田 昌行
博多人形商工業協同組合理事長	川崎 修一
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー事務局長	伊賀上 恵子

(2) 市側

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部長、  
福岡市経済観光文化局地域産業支援課長、伝統産業・技能係長、同係員

(3) 応募団体

6団体（五十音順）

- ① 株式会社エイチ・アイ・エス
- ② 近畿日本ツーリスト株式会社
- ③ はかた伝統工芸館マネジメント共同事業体  
(株式会社 JTB、株式会社 JTB コミュニケーションデザイン)
- ④ はかたよかまち共同事業体  
(九州スタッフ株式会社、株式会社ネクストキャリア)
- ⑤ ラブエフエム国際放送株式会社
- ⑥ 株式会社リタ

4. 審議内容

- (1) 審査方法について
- (2) 応募資格の確認状況について
- (3) 応募団体の財務状況について
- (4) プрезентーション及び質疑応答
- (5) 採点・意見交換
- (6) 集計結果の報告及び公表

## 5. 議事要旨

### 【会議の公開・非公開について】

会議の公開・非公開について総務・中小企業部長より説明。

今回の委員会については非公開とするが、議事録は作成し公表する。ただし、指定管理者の選定前までは、不正な働きかけを防ぐため、委員名は非公表とする。また、会議で知り得た情報について守秘義務があるため、情報管理の徹底を依頼。

#### (1) 審査方法について

事務局より審査方法について説明を行った。

委員からの質問、意見などは特になし。

#### (2) 応募資格の確認状況について

事務局より、公募期限までに6団体の応募があったこと、また、応募団体から出された応募書類に不備がなかったこと及び暴力団排除条例に基づく照会を福岡県警察本部へ行った結果により、各応募団体とも応募資格を満たしていることを報告した。

続いて、審査項目のうち「地場中小企業への配慮」について事務局より説明を行った。

#### (3) 応募団体の財務状況について

応募団体の財務状況について、委員より説明が行われた。

#### (4) プрезентーション及び質疑応答 (委員：○、応募団体A社～F社)

プレゼンテーションの前に、各応募団体へ市職員ならびに選定委員への接触の禁止に関する連絡事項について、事務局より説明を行った。

#### A社：プレゼンテーション

Aのプレゼンテーションを受け、次のとおり委員から質問・意見があり、A社から回答があった。

○：A I アバターの活用として、工芸館外での利用も可能としているが具体的には。

A：観光情報を記憶させることができるため、周辺の伝統工芸関連店舗や観光地への動線をマップのように示すことができる。

○：情報をリアルタイムなものへ更新するのは大変だと思うが、その点どのように対処されるおつもりか。

A：日ごろから作家さんと密接に関わっていくことで情報を得たい。皆さんと一緒に汗をかくという姿勢で取り組みたい。

○：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。

A：工芸業界が発展し、作家さんたちが継続していくことのできるよう尽力したい。

○：販売についてどう取り組むか。

A：博多旧市街や関連店舗、工房とつなぐことで工芸品を楽しめるように、地域全体の経済が活性化するように取り組んでいく。工芸品に関わる方一人一人地道に足を運んで、名前を覚えてもらいたい。皆さんに信用していただき、一緒に汗をかきたい。

○：展示内容はどのように変えていくのか。

A：展示スペースが狭いので、多くのものを見ていただくことは難しいだろう。AI活用することで、作品を3D化し細かい部分まで見ていただけるようにしたいと考えている。

○：AIアバターを活用するまでの留意点は。

A：人による案内の質の波というのがなくなるので良いと思っている。注意すべき点は、進歩しているとはいえ誤情報を発信してしまうこともあると思うので、その点は人によるサポートを充実させていきたい。

○：一社)日本伝統文化検定協会の検定サイトに基づく情報発信とあるが、福岡市では「福岡検定」も実施している。なぜ、「福岡検定」ではなく伝検サイトなのか。

A：もちろん福岡を深堀することも大切だと思うが、伝検サイトでは日本全体の伝統文化について広く知ることもできるので、福岡と他の地域を比べてどう違うのか理解してもらいたく、伝検サイトを活用させてもらうこととした。

## B：プレゼンテーション

B社のプレゼンテーションを受け、次のとおり委員から質問・意見があり、B社から回答があった

○：現在ワークショップなどは非常に人気なため、体験学習は実施してもらいたいが、工芸館の狭いスペースの中でどのように実施するか。

B：弊社は旅行会社であるため、宿泊先のホテルで出張工芸体験を行うことができると思うし、そういう実績もある。

○：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。

B：伝統というのは守り続けて継承していかなければならないため、まず皆さんに知っていただく、特に学生など若い世代の皆さんに知ってもらうことを重要視した。

○：販売についてどう取り組むか。

B：周辺のレストラン等で販売を取り扱ってもらうことや、修学旅行でのお土産として販売店を紹介していきたい。

○：地域連携をしていく中で重要なことは。

B：博多旧市街をいかに盛り上げるかが重要。事業の目的を明確にし、地域の皆さんに説明をしつかり行うことで、地域の皆さんのが一体化できるように取り組みたい。

○：インフルエンサーを起用とあるが、具体的には誰を起用。

B：インバウンド向けの方や地元の旅行系インフルエンサーを起用したい。

### C社：プレゼンテーション

C社のプレゼンテーションを受け次のとおり委員から質問・意見があり、C社から回答があった

○：「次の工芸の創造」とは具体的に。

C：次世代承継という観点から、伝統工芸と新しい分野（デザイナーやアーティスト）とのコラボレーションを考えている。具体的には、インテリアとしての活用など新しい工芸のあり方を模索すること。

○：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。

C：博多旧市街に移ってきたことを機に、点から面で展開していきたい。インテリアの商品開発サポートをすることでホテルへの装飾サポートにつなげることなど。楽しいことは皆さんに受け入れてもらいやすいので「楽しくやる」をモットーに。

○：工芸館において、いかに効率よく売り上げをあげるかが大事かと思うが。

C：魅力ある商品作りもそうだが、作品のストーリーの見せ方が大事。特に欧米系の方などはその点を重視されるので、伝える方法を模索していく。

○：異業種との連携をする上で注意すべき点は。

C：権利関係。

### D社：プレゼンテーション

D社のプレゼンテーションを受け次のとおり委員から質問・意見があり、D社から回答があった

○：博多町家ふるさと館とのすみわけはどうする。

D：ふるさと館と工芸館のモデルコースを作成し、フライヤーにして地域のホテル等に置かせていただきたい。

○：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。

- D：地域の方を巻き込み、はかた伝統工芸館を誇りに思ってもらい、地域活動の拠点となるようにしたい。特に、小学校で子供たちに伝統文化に伝えていくことが大切で、その中の一人でも伝統工芸の後継者となってもらえるようにしたい。
- ：副館長さんとして想定されている方がいらっしゃるようだが、狙いは。
- D：博多よかまち応援隊として、博多の魅力を発信してもらいたい。
- ：連続で営業利益マイナスが出ているようだが、これはなぜ。
- D：弊社の中で若手の人材育成を大きくやっているため。実際に人材を活用しているだけで、収益が上がる体制を確実に作っている。
- ：伝統工芸の担い手とはどのように考えている。
- D：学生さんたちなどに工芸体験バスツアーを実施するなど、たとえ100人の中に1人だけかもしれないが「私が工芸の担い手になる」と感じてもらえるような機会づくりをしたい。
- ：伝統とポップカルチャーの融合はあるが、地域や関係団体の連携が重要かと思うが、どのように進めていくのか。
- D：日本昔話における語り部のようなイメージで、博多の街の歴史や伝統文化を伝えることができるような仕掛けを作っていくみたい。

#### E社：プレゼンテーション

E社のプレゼンテーションを受け次のとおり委員から質問・意見があり、E社から回答があった。

- ：イベント体験の新規事業として、こども向けの工芸体験がほとんどであるようだが、その意図は。
- E：現在、ふるさと館の自主事業として「博多っ子クラブ」という博多の伝統文化を子どもさんに体験していただく事業を行っている。それを工芸館にも派生させて、毎月1回実施したい。
- ：ふるさと館とのすみわけは。
- E：もちろん、予算も事業も全く別で実施するもの。連携する部分とすみわけをすべきところと意識して運営していく。
- ：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。
- E：福岡・博多の伝統工芸の総合窓口となれるように運営したい。企業との連携で商品開発や工芸体験等のイベントを行い、販売促進につなげていきたい。
- ：Y o u T u b e r さんやアーティストさんとのコラボとして提案されている広報費は実現可能な金額か。
- E：実施できると思っているが、予算上難しいのであれば、都度市と相談の上優先順位を付けながら実施してきたい。
- ：提案書にクルーズ船からの誘客とあるが、これは具体的に。

E：欧米クルーズ船が主だが、伝統工芸に興味がある方が多くいる。欧米系は特に個人客がほとんどであるので、港での案内を工夫して工芸館にお寄りいただけるような仕掛けを作りたい。

#### F社：プレゼンテーション

F社のプレゼンテーションを受け次のとおり委員から質問・意見があり、F社から回答があった

○：伝統工芸の活性化のためには、なにが課題と考えるか。

F：コンシェルジュ機能を果たせる人材の育成が必要だと考える。

○：この指定管理業務に取り組む中で、何を一番重要視するのか。

F：職人さんにスポットが当たるような取り組みをしたい。また次の作り手を生み出すためにチャネル展開していきたい。

○：公共性と収益性のバランスはどう考えるか。

F：指定管理料をいただき事業を行うというのは、民間事業者としては筋力がつかない。他にも指定管理を受けている施設があるのだが、自主事業を行うモチベーションをあげるためにも、毎年度指定管理料を減額してもらうようお願いし、稼げる事業にすべく取り組んでいる。

○：ホテルとの連携の確度は。

F：宿泊事業を行っているため、弊社の人脈を活用することができ実現可能性は高いと考えている。

○：ふるさと館とのすみわけは。

F：館内だけではなく、外に出ることを意識したい。様々な企業と連携事業を行い、広く外に展示・PRしていきたい。

#### (5) 採点・意見交換

#### (6) 集計結果の報告及び講評

事務局において採点シートを集計したところ、最低制限基準である合計点数6割を下回る事業者はなく、そのことを事務局から委員へ報告した。集計の結果順位一位であったC社について、委員からは以下のとおり意見を受けた。

- ・はかた伝統工芸館における現状の課題や、博多旧市街エリアにおける工芸館が果すべき役割の重要性をしっかりと認識している。
- ・次世代への承継を視野に、伝統工芸と他分野のコラボレーションを踏まえた実現性の高い提案であった。

事務局から集計結果と委員の意見を参考に、事務局にて指定管理者候補者を選定する旨を委員へ確認し、閉会とした。

—閉会—